

別添

「浜岡原子力発電所計量管理規定」 変更前後比較表

中部電力株式会社

浜岡原子力発電所計量管理規定 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(事故損失及び事故増加の手続)</p> <p>第 21 条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の損失<u>も</u>しくは増加が発生した場合又は発生したとみなされる場合には、これを事故損失又は事故増加とし、速やかに所長に報告するとともに、その原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、事故損失又は事故増加が発生した場合には、第 9 節に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>(試料の収去及び保管の手続)</p> <p>第 23 条 計量管理責任者は、法律第 61 条の 8 の 2 第 2 項及び法律第 61 条の 23 の 7 第 2 項又は法律第 68 条第 1 項、第 5 項、第 8 項及び第 9 項の規定に基づき、原子力規制委員会の指定する<u>その</u>職員<u>も</u>しくは指定保障措置検査等実施機関の検査員又は国際原子力機関の指定する者<u>も</u>しくは国際規制物資の供給当事国政府の指定する者（以下「査察官等」という。）より試料の収去を求められた場合には、これに協力するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、収去された試料について、査察官等から保管を依頼された場合には、これを保管するものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、試料が収去された場合には、必要な記録を行うものとする。</p> <p>(測定の方法)</p> <p>第 28 条 計量管理責任者は、各 KMP において核燃料物質の測定の実施<u>或</u>いは測定結果の確認を行うものとする。ただし、直接測定ができない場合には、間接的に推定することができる方法をもって測定にかえることができるものとする。</p> <p>2 測定の時期及び内容は、別表 4 に定めるとおりとする。</p> <p>(封印及び監視装置)</p> <p>第 48 条 計量管理責任者は、査察官等が、法律第 61 条の 8 の 2 第 2 項及び法律第 61 条の 23 の 7 第 2 項又は法律第 68 条第 11 項、第 12 項、第 13 項及び第 14 項の規定に基づき取付けた封印又は監視装置を取外す必要が生じた場合には、あらかじめ、ただしやむをえない場合には取外し後速やかに、次に定める事項を原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p>	<p>(事故損失及び事故増加の手続)</p> <p>第 21 条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の損失<u>若</u>しくは増加が発生した場合又は発生したとみなされる場合には、これを事故損失又は事故増加とし、速やかに所長に報告するとともに、その原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、事故損失又は事故増加が発生した場合には、第 9 節に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>(試料の収去及び保管の手続)</p> <p>第 23 条 計量管理責任者は、法律第 61 条の 8 の 2 第 2 項及び法律第 61 条の 23 の 7 第 2 項又は法律第 68 条第 1 項、第 4 項、第 7 項及び第 8 項の規定に基づき、原子力規制委員会の指定する<u>当該</u>職員<u>若</u>しくは指定保障措置検査等実施機関の検査員又は国際原子力機関の指定する者<u>若</u>しくは国際規制物資の供給当事国政府の指定する者（以下「査察官等」という。）より試料の収去を求められた場合には、これに協力するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、収去された試料について、査察官等から保管を依頼された場合には、これを保管するものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、試料が収去された場合には、必要な記録を行うものとする。</p> <p>(測定の方法)</p> <p>第 28 条 計量管理責任者は、各 KMP において核燃料物質の測定の実施<u>ある</u>いは測定結果の確認を行うものとする。ただし、直接測定ができない場合には、間接的に推定することができる方法をもって測定にかえることができるものとする。</p> <p>2 測定の時期及び内容は、別表 4 に定めるとおりとする。</p> <p>(封印及び監視装置)</p> <p>第 48 条 計量管理責任者は、査察官等が、法律第 61 条の 8 の 2 第 2 項及び法律第 61 条の 23 の 7 第 2 項又は法律第 68 条第 10 項、第 11 項、第 12 項及び第 13 項の規定に基づき取付けた封印又は監視装置を取外す必要が生じた場合には、あらかじめ、ただしやむをえない場合には取外し後速やかに、次に定める事項を原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p>	<p>・記載の適正化による変更</p> <p>・法律改正に伴う変更</p> <p>・記載の適正化による変更</p> <p>・記載の適正化による変更</p> <p>・法律改正に伴う変更</p>

: 変更箇所

浜岡原子力発電所計量管理規定 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(払出し手続)</p> <p>第 62 条 放射線管理課長、<u>計測</u>課長及び廃棄物管理課長は、核燃料物質をMBAから払出す場合には、MBAからの核燃料物質の搬出が完了した時点をもって払出しが行われるものとし、当該核燃料物質に関する記録に基づき、核燃料物質の種類、数量、バッチ符号等の確認を行い、その結果を計量管理責任者に通知するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、前項の通知を受けた場合には、保障措置の免除手続を行った核燃料物質については、保障措置の再適用手続を行うものとする。3 放射線管理課長、<u>計測</u>課長及び廃棄物管理課長は、第 1 項の確認等に基づき、核燃料物質移動通知書を作成するとともに、払出し先に通知するものとする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、海外へ核燃料物質を払出す場合には、海外施設への核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書にかえることができるものとする。</p> <p>5 計量管理責任者は、第 1 項の通知を受けた場合には、第 8 節に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>6 核燃料物質移動通知書には次に定める事項を含むものとする。</p> <p>(1) 払出先の事業者名、所在地</p> <p>(2) 受取責任者名</p> <p>(3) 核燃料物質のバッチ符号、種類、数量及び供給当事国別管理区分</p>	<p>(払出し手続)</p> <p>第 62 条 放射線管理課長、<u>電気保修</u>課長及び廃棄物管理課長は、核燃料物質をMBAから払出す場合には、MBAからの核燃料物質の搬出が完了した時点をもって払出しが行われるものとし、当該核燃料物質に関する記録に基づき、核燃料物質の種類、数量、バッチ符号等の確認を行い、その結果を計量管理責任者に通知するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、前項の通知を受けた場合には、保障措置の免除手続を行った核燃料物質については、保障措置の再適用手続を行うものとする。3 放射線管理課長、<u>電気保修</u>課長及び廃棄物管理課長は、第 1 項の確認等に基づき、核燃料物質移動通知書を作成するとともに、払出し先に通知するものとする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、海外へ核燃料物質を払出す場合には、海外施設への核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書にかえることができるものとする。</p> <p>5 計量管理責任者は、第 1 項の通知を受けた場合には、第 8 節に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>6 核燃料物質移動通知書には次に定める事項を含むものとする。</p> <p>(1) 払出先の事業者名、所在地</p> <p>(2) 受取責任者名</p> <p>(3) 核燃料物質のバッチ符号、種類、数量及び供給当事国別管理区分</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p> <p>・組織改正に伴う変更</p>
<p>(事故損失及び事故増加の手続)</p> <p>第 63 条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の損失<u>も</u>しくは増加が発生した場合又は発生したとみなされる場合には、これを事故損失又は事故増加とし、速やかに所長に報告するとともに、その原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、事故損失又は事故増加が発生した場合には、第 8 節に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	<p>(事故損失及び事故増加の手続)</p> <p>第 63 条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の損失<u>若</u>しくは増加が発生した場合又は発生したとみなされる場合には、これを事故損失又は事故増加とし、速やかに所長に報告するとともに、その原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、事故損失又は事故増加が発生した場合には、第 8 節に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	<p>・記載の適正化による変更</p>
<p>(棚卸し及びその頻度等)</p> <p>第 64 条 放射線管理課長、<u>計測</u>課長及び廃棄物管理課長は、MBA内の核燃料物質の实在庫量を確定するために棚卸しを年 1 回実施し、その結果を計量管理責任者に通知するものとする。</p>	<p>(棚卸し及びその頻度等)</p> <p>第 64 条 放射線管理課長、<u>電気保修</u>課長及び廃棄物管理課長は、MBA内の核燃料物質の实在庫量を確定するために棚卸しを年 1 回実施し、その結果を計量管理責任者に通知するものとする。</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

：変更箇所

浜岡原子力発電所計量管理規定 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>2 計量管理責任者は、前項の通知を受けた場合には、その結果を確認し、第 8 節に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>(訂 正)</p> <p>第 72 条 計量管理責任者は、計量管理記録の訂正を行う必要が生じた場合には、その原因及び当該核燃料物質の種類ごとの数量を記録するものとする。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第 1 条 この規定は、<u>平成 27 年 3 月 20 日</u>から施行する。</p>	<p>2 計量管理責任者は、前項の通知を受けた場合には、その結果を確認し、第 8 節に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>(訂正)</p> <p>第 72 条 計量管理責任者は、計量管理記録の訂正を行う必要が生じた場合には、その原因及び当該核燃料物質の種類ごとの数量を記録するものとする。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第 1 条 この規定は、<u>計量管理規定変更認可の日又は 2022 年 7 月 1 日のいずれか遅い日</u>から施行する。</p>	<p>・記載の適正化による変更</p> <p>・この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、適切な日に施行するものとする。</p>

— : 変更箇所

浜岡原子力発電所計量管理規定 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>別図1 計量管理組織 (第6条, 第51条関係)</p> <p style="text-align: center;">(浜岡原子力発電所)</p> <p>注：□内は、原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質の計量管理関係職位を示す。 □内は、使用の許可を受けた核燃料物質の計量管理関係職位を示す。</p>	<p>別図1 計量管理組織 (第6条, 第51条関係)</p> <p style="text-align: center;">(浜岡原子力発電所)</p> <p>注：□内は、原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質の計量管理関係職位を示す。 □内は、使用の許可を受けた核燃料物質の計量管理関係職位を示す。</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

— : 変更箇所

浜岡原子力発電所計量管理規定 変更前後比較表

変更前			変更後			備考
別表5 測定機器の校正（第29条関係）			別表5 測定機器の校正（第29条関係）			
測定機器	校正時期又は頻度	校正方法	測定機器	校正時期又は頻度	校正方法	
局部出力領域モニタ	燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回。ただし250MWd/tの範囲内で延長することができる。	可動インコアプローブによる校正	局部出力領域モニタ	燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回。ただし250MWd/tの範囲内で延長することができる。	可動インコアプローブによる校正	
給水流量計	施設定期検査時	模擬入力信号による校正	給水流量計	定期事業者検査時	模擬入力信号による校正	法律改正に伴う変更
原子炉圧力計	施設定期検査時	模擬入力信号による校正	原子炉圧力計	定期事業者検査時	模擬入力信号による校正	

：変更箇所

浜岡原子力発電所計量管理規定 変更前後比較表

変 更 前				変 更 後				備 考		
別表 8 法律等に基づく核燃料物質の計量管理に関する報告等 (第 43 条, 第 74 条関係)				別表 8 法律等に基づく核燃料物質の計量管理に関する報告等 (第 43 条, 第 74 条関係)						
No.	報告等の種類	提出時期	報告概要	報告等の根拠	No.	報告等の種類	提出時期	報告概要	報告等の根拠	
1	核燃料物質在庫変動・受払間差異・リパッチング報告書 (在庫変動報告 (ICR))	在庫変動が生じた日及びリパッチングを行った日等の属する月の末日から 15 日以内	在庫変動 (受入れ及び払出しの量等) 及びリパッチング等について MBA ごとに報告	法律 第 67 条第 1 項 規則 第 7 条第 4 項	1	核燃料物質在庫変動・受払間差異・リパッチング報告書 (在庫変動報告 (ICR))	在庫変動が生じた日及びリパッチングを行った日等の属する月の末日から 15 日以内	在庫変動 (受入れ及び払出しの量等) 及びリパッチング等について MBA ごとに報告	法律 第 67 条第 1 項 規則 第 7 条第 4 項	
		取出し又は払出しの日の属する月の末日から 15 日以内	使用済燃料に係る核的生成及び核的損耗等について MBA ごとに報告	法律 第 67 条第 1 項 規則 第 7 条第 8 項			取出し又は払出しの日の属する月の末日から 15 日以内	使用済燃料に係る核的生成及び核的損耗等について MBA ごとに報告	法律 第 67 条第 1 項 規則 第 7 条第 8 項	
2	核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書 (1) (OCR1)	在庫変動が生じた日等の属する月の末日から 1 月以内	ICR のエントリー対応でパッチごとに供給当事国ごとの数量等について報告	法律 第 67 条第 1 項 規則 第 7 条第 5 項 第 7 条第 10 項	2	核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書 (1) (OCR1)	在庫変動が生じた日等の属する月の末日から 1 月以内	ICR のエントリー対応でパッチごとに供給当事国ごとの数量等について報告	法律 第 67 条第 1 項 規則 第 7 条第 5 項 第 7 条第 10 項	
3	核燃料物質実在庫量明細報告書 (実在庫明細表 (PIL))	実在庫量の確認を終了した日から 15 日以内	KMP 別の実在庫量等について MBA ごとに報告	法律 第 67 条第 1 項 規則 第 7 条第 11 項	3	核燃料物質実在庫量明細報告書 (実在庫明細表 (PIL))	実在庫量の確認を終了した日から 15 日以内	KMP 別の実在庫量等について MBA ごとに報告	法律 第 67 条第 1 項 規則 第 7 条第 11 項	
4	核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書 (1) (OCR3)	実在庫量の確認を終了した日から 1 月以内	PIL のエントリー対応でパッチごとに供給当事国ごとの数量等について報告	法律 第 67 条第 1 項 規則 第 7 条第 12 項	4	核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書 (1) (OCR3)	実在庫量の確認を終了した日から 1 月以内	PIL のエントリー対応でパッチごとに供給当事国ごとの数量等について報告	法律 第 67 条第 1 項 規則 第 7 条第 12 項	
5	核燃料物質収支報告書 (物質収支報告 (MBR))	実在庫量の確認を終了した日から 15 日以内	前回の実在庫量の確認から今回の実在庫量の確認までの期間の間の核燃料物質の収支について MBA ごとに報告	法律 第 67 条第 1 項 規則 第 7 条第 11 項	5	核燃料物質収支報告書 (物質収支報告 (MBR))	実在庫量の確認を終了した日から 15 日以内	前回の実在庫量の確認から今回の実在庫量の確認までの期間の間の核燃料物質の収支について MBA ごとに報告	法律 第 67 条第 1 項 規則 第 7 条第 11 項	
6	施設操業計画報告書	当該期間の初日の 2 月前まで	操業に関する計画を毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間について報告	法律 第 67 条第 1 項 規則 第 7 条第 14 項	6	施設操業計画報告書	当該期間の初日の 2 月前まで	操業に関する計画を毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間について報告	法律 第 67 条第 1 項 規則 第 7 条第 14 項	

: 変更箇所

浜岡原子力発電所計量管理規定 変更前後比較表

変 更 前					変 更 後					備 考
No.	報告等の種類	提出時期	報告概要	報告等の根拠	No.	報告等の種類	提出時期	報告概要	報告等の根拠	
7	核燃料物質受払計画等報告書	当該期間の開始前まで	受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画を毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第15項 (使用の許可を受けた核燃料物質については第7条第17項も適用)	7	核燃料物質受払計画等報告書	当該期間の開始前まで	受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画を毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第15項 (使用の許可を受けた核燃料物質については第7条第17項も適用)	・規則改正に伴う変更
8	核燃料物質受払計画等報告書(変更)	変更後すみやかに	既に提出した上記7の報告書の記載内容に変更が生じたときは、その内容について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第16項 (使用の許可を受けた核燃料物質については第7条第17項も適用)	8	核燃料物質受払計画等報告書(変更)	変更後すみやかに	既に提出した上記7の報告書の記載内容に変更が生じたときは、その内容について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第16項 (使用の許可を受けた核燃料物質については第7条第17項も適用)	
9	核燃料物質輸入(輸出)実施計画報告書	輸入又は輸出実施予定日前	核燃料物質を輸入し、又は輸出する場合に、相手国名及び予定数量等について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第18項	9	核燃料物質輸入(輸出)実施計画報告書	輸入又は輸出実施予定日前	核燃料物質を輸入し、又は輸出する場合に、相手国名及び予定数量等について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第18項	
10	国際規制物資の使用の届出	あらかじめ	代表者の氏名、事業所の名称及び所在地、国際規制物資の種類及び数量、予定使用期間等について届出	法律 第61条の3第4項 規則 第1条の3	10	国際規制物資の使用の届出	あらかじめ	代表者の氏名、事業所の名称及び所在地、国際規制物資の種類及び数量、予定使用期間等について届出	法律 第61条の3第4項 規則 第1条の3	
11	特定燃料体挿入報告書	特定の燃料体を挿入した日の属する月の末日から1月以内	原子炉に挿入した特定燃料体のバッチ名についてMBAごとに報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第7項	11	特定燃料体挿入報告書	特定の燃料体を挿入した日の属する月の末日から1月以内	原子炉に挿入した特定燃料体のバッチ名についてMBAごとに報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第7項	
12	核燃料物質の事故損失に係る報告書	発生後遅滞なく	核燃料物質の事故損失(国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときは、その状況、その原因及びそれに対して採った措置について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第29項	12	核燃料物質の事故損失の発生等に関する報告書	発見後直ちに	核燃料物質の事故損失(国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたとき又は法律第61条の8の2第2項第4号若しくは法律第68条第10項から第13項までの規定によりされた封印(紙製の物を除く。)若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その旨を報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第29項	
13	サイト内建物報告書	毎年12月31日から1月以内	毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要及び配置等について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第32項						

：変更箇所

浜岡原子力発電所計量管理規定 変更前後比較表

変更前	変更後				備考
	<p><u>13</u> 核燃料物質の事故損失等に係る報告書</p>	<p>発生後 <u>30日以内</u></p>	<p>核燃料物質の事故損失(国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたとき <u>又は法律第61条の8の2第2項第4号若しくは法律第68条第10項から第13項までの規定によりされた封印(紙製の物を除く。)若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その状況、その原因及びそれに対して採った措置について報告</u></p>	<p>法律第67条第1項規則第7条第29項</p>	<p>・規則改正に伴う変更</p>
	<p><u>14</u> サイト内建物報告書</p>	<p>毎年12月31日から1月以内</p>	<p>毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要及び配置等について報告</p>	<p>法律第67条第1項規則第7条第<u>34</u>項</p>	

----- : 変更箇所

浜岡原子力発電所計量管理規定 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>別表 9 設計情報質問表の変更手続必要事項 (第 46 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定格熱出力の変更 2. 燃料の公称濃縮度の変更 3. 燃料についての設計の変更 4. テスト <u>も</u>しくは通常作業のための燃料集合体からの燃料棒の引抜装置又は取替装置の設置 5. 燃料集合体の一体一体を区別する識別方法又は手続きの変更 6. 照射燃料取扱い, 取替のための機器又は方法の変更 7. 原子炉又はそのおおいへ接近する方法に影響を与える変更 8. 原子炉容器内の燃料集合体, 制御棒, ダミー燃料の数量及び配置の変更 9. 照射燃料の保管方法又は照射燃料貯蔵設備容量の変更 10. MOX新燃料貯蔵方法の変更 11. 施設内のMOX新燃料の配置, 一般的な配列及び流れの変更 12. テスト又は通常作業での燃料集合体の分解, 脱被覆, 溶解を行う機器の採用 13. 核燃料物質を計量及び管理する方法の変更 14. 原子炉エリアへ接近する経路の変更 15. 照射燃料輸送容器又は施設内の照射燃料輸送経路の変更 16. 査察実施に影響を与える保健安全手続又は規則の変更 17. 一時的又は永久的な運転停止, 核物質の最終払出し及び廃炉に関する施設状況の変更計画 </div>	<p>別表 9 設計情報質問表の変更手続必要事項 (第 46 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定格熱出力の変更 2. 燃料の公称濃縮度の変更 3. 燃料についての設計の変更 4. テスト <u>若</u>しくは通常作業のための燃料集合体からの燃料棒の引抜装置又は取替装置の設置 5. 燃料集合体の一体一体を区別する識別方法又は手続きの変更 6. 照射燃料取扱い, 取替のための機器又は方法の変更 7. 原子炉又はそのおおいへ接近する方法に影響を与える変更 8. 原子炉容器内の燃料集合体, 制御棒, ダミー燃料の数量及び配置の変更 9. 照射燃料の保管方法又は照射燃料貯蔵設備容量の変更 10. MOX新燃料貯蔵方法の変更 11. 施設内のMOX新燃料の配置, 一般的な配列及び流れの変更 12. テスト又は通常作業での燃料集合体の分解, 脱被覆, 溶解を行う機器の採用 13. 核燃料物質を計量及び管理する方法の変更 14. 原子炉エリアへ接近する経路の変更 15. 照射燃料輸送容器又は施設内の照射燃料輸送経路の変更 16. 査察実施に影響を与える保健安全手続又は規則の変更 17. 一時的又は永久的な運転停止, 核物質の最終払出し及び廃炉に関する施設状況の変更計画 </div>	<p>・記載の適正化による変更</p>

：変更箇所